

羽村市と学校法人日本航空学園との包括連携に関する協定書

羽村市(以下「甲」という。)と学校法人日本航空学園(以下「乙」という。)は、相互の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙の資源をもって相互の連携により、活力のある地域社会の創造、人材の育成及び両者の発展に資することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について連携する。

- (1) 地域貢献のための各種事業に関すること。
- (2) 教育及び人材育成に関すること。
- (3) 文化及びスポーツの発展に関すること。
- (4) その他必要と認める事項

(協議事項)

第3条 前条に掲げる連携事項に関する具体的内容、役割分担、費用負担等については、甲及び乙が都度協議し決定するものとする。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲及び乙のいずれかから異議の申し出がない場合は、有効期間を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第5条 この協定書に定めるもののほか、必要な事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、各自その1通を保有する。

令和8年2月27日

(甲) 東京都羽村市緑が丘五丁目2番地1

羽村市

羽村市長 橋本 弘山

(乙) 山梨県甲斐市宇津谷445

学校法人日本航空学園

理事長 梅澤 重雄